

府子本第 196 号  
令和 2 年 3 月 5 日

公益社団法人全国保育サービス協会  
会長 草川 功 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した  
「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の取扱い等について

今般、新型コロナウイルス感染症対策のため小学校等において臨時休業等が行われることを踏まえ、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業について特例措置を設けるとともに、「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」（令和元年 5 月 8 日付け府子本第 575 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）の別添 1 「ベビーシッター派遣事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）について、下記のとおり取り扱うこととし、令和 2 年 2 月 28 日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、内容について御了知の上、承認事業主及び割引券等取扱事業者等への適切な周知をお願いする。

## 記

### 1. 特例措置について

#### (1) 特例措置の趣旨・内容について

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業（通常分）については、新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び認定こども園等において臨時休業等が行われること

に伴い、保護者の休暇取得や放課後児童健全育成事業等の利用状況等も踏まえ、ベビーシッターを利用することが必要となり、これにより新たな費用の支出を余儀なくされた場合に、その支出を補うため、これまでの取扱いに代え、令和2年3月に限る特例措置として、1日(回)対象児童1人につき複数枚、1家庭当たり1か月に120枚まで使用できることとすること。また、この場合においては、1年間に280枚を超えて使用できることとすること。

#### (2) 承認事業主の留意事項

承認事業主は、(1)の特例措置の対象者に対し、(1)の特例措置の趣旨・内容を周知するとともに、その対象者の休暇取得や放課後児童健全育成事業等の利用状況等も踏まえ、特例措置の趣旨に沿った必要な枚数の割引券を交付すること。

#### (3) 割引券等取扱事業者の留意事項

割引券等取扱事業者は、実施要綱第5中1(13)割引券等取扱事業者の事業運営上の留意事項を遵守するとともに、(1)の特例措置の対象者に対し、(1)の特例措置の趣旨・内容を周知するとともに、(1)の特例措置の対象者のみを対象とした利用料の引上げ等、理由のない利用料金の引上げを行わないこと。

#### (4) その他

(1)の特例措置の実施に当たっては、(1)から(3)まで及び2の取扱いのほか、実施要綱の規定を準用すること。

#### (5) 特例措置におけるベビーシッター利用料の助成の税務上の取扱いについて

特例措置の趣旨に沿った割引券の利用による経済的利益は、所得税法(昭和40年法律第33号)第9条第1項第17号及び所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第30条の規定に該当するものとして、非課税所得となる。

### 2. 令和元年度における申込手続等の取扱いについて

#### ア. 申込期間について

実施要綱第5中1(5)③の規定にかかわらず、同項①の規定に基づく申込みの期間は、令和元年度においては、平成31年4月1日(月)から令和2年3月25日(水)までとすること。

#### イ. 割引券使用の承認期間について

実施要綱第5中1(5)⑤の規定にかかわらず、令和元年度においては、令和2年2月28日(金)以降に同項①の規定に基づき申込みを行った事業主等については、承認通知書の交付日にかかわらず、承認通知書において実施団体が割引券等の使用を承認する期間は、令和2年2月28日(金)から同年3月31日(火)までとすること。

ウ. 割引券の申込限度枚数について

令和2年3月に限り、事業主等が実施要綱第5中1(5)⑥に規定する申込限度枚数を超過して発行を受ける必要がある場合は、個別に実施団体と協議を行うこととすること。

エ. 手数料の振込期限について

実施要綱第5中1(7)③の規定にかかわらず、令和元年度においては、手数料の振込期限を令和2年3月31日(火)とすること。

オ. 割引券の発行について

実施要綱第5中1(7)④の規定にかかわらず、割引券の発行は、令和2年3月においては、同項③の規定に基づく手数料が振込まれたことが確認でき次第、割引券を発行することとすること。

なお、令和2年2月28日(金)以降、当面の間、割引券の交付前に、割引券を使用せずに割引券の対象となるサービスを利用した場合においても、割引券の交付後、当該割引券を割引券等取扱事業者に提出することにより割引金額に相当する額の返還を受けることができることとすること。なお、令和2年3月までは令和元年度に発行された割引券を使用し、令和2年4月からは令和2年度に発行された割引券を使用しなければならないため、割引券の混同がないよう、使用者に対して注意喚起を行うこと。

カ. 割引券の有効期間について

実施要綱第5中1(7)⑥の規定にかかわらず、令和2年2月28日(金)以降に発行された割引券の有効期間は、令和2年2月28日(金)から同年3月31日(火)までとすること。

キ. 割引券の返却について

実施要綱第5中1(8)①の規定にかかわらず、令和元年度中に使用されなかった割引券については、令和2年5月15日(金)(必着)までに返却を行うこととすること。

ク. 割引券の精算に係る請求書類の提出期限について

実施要綱第5中1(12)②の規定にかかわらず、令和2年4月10日(金)までに請求書類を提出できない場合には、令和2年4月20日(月)まで提出を認めることとすること。なお、同年4月20日(月)までに提出できない場合は、事前に実施団体に連絡をした上で、実施団体の指示に従うこととすること。

ケ. 割引料精算金額の振込期限について

実施要綱第5中1(12)③の規定にかかわらず、令和2年4月20日(月)までに割引券等取扱事業者から書類が提出された場合は、令和2年5月25日(月)までに割引料精算金額を振り込むものとし、令和2年4月20日(月)を超えて割引券等取扱事業者から書類が提出された場合の割引料精算金額の振込日は別途実施団体が定めるものとする。

以上